

後期高齢者医療制度のお知らせ

■平成30・31年度の保険料率改定について

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としていて、この期間の医療給付費等の財源に充てるため、保険料率の改定を行います。

| 平成28・29年度の保険料率 | | ➔ | 平成30・31年度の保険料率 | |
|----------------|---------|---|----------------|---------|
| 所得割率 | 9.54% | | 所得割率 | 8.76% |
| 被保険者均等割額 | 46,984円 | | 被保険者均等割額 | 45,379円 |

■保険料賦課限度額の改定について

国の基準に合わせて、平成30年度から保険料賦課限度額の改定を行いました。これにより所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られています。

| | | |
|----------|---|----------|
| 平成29年度まで | ➔ | 平成30年度から |
| 57万円 | | 62万円 |

■保険料軽減対象の拡大について

国の基準に合わせて、平成30年度から被保険者均等割額の軽減のうち5割軽減、2割軽減の対象を拡大しました。

| | | |
|---------|-----|-----------------------------|
| 5割軽減の拡大 | 拡大前 | 33万円+(27万円×世帯の被保険者数)以下の世帯 |
| | 拡大後 | 33万円+(27.5万円×世帯の被保険者数)以下の世帯 |
| 2割軽減の拡大 | 拡大前 | 33万円+(49万円×世帯の被保険者数)以下の世帯 |
| | 拡大後 | 33万円+(50万円×世帯の被保険者数)以下の世帯 |

■所得割額の軽減廃止について

これまで一定の所得以下の方の所得割額を軽減してきましたが、制度の見直しにより、平成30年度から所得割額軽減制度は廃止されます。

■被用者保険の被扶養者であった方の軽減割合の変更について

これまで職場の健康保険などの被扶養者であった方は、所得割額が課せられず、均等割額についても軽減してきましたが、制度の見直しで平成30年度から軽減割合が7割から5割に変更されます。なお、所得割額は引き続き課せられません。

問合先 愛知県後期高齢者医療広域連合 管理課 ☎955・1223
 保険医療課 ☎444・3168

巡回バスニュース

(利用状況)

| | 運行日数 | 北部巡回ルート | | 南部巡回ルート | | 東部巡回ルート | | 計 |
|------------------|------|---------|------|---------|------|---------|------|--------|
| | | 左回り | 右回り | 左回り | 右回り | 左回り | 右回り | |
| 平成30年3月 | 13 | 150人 | 81人 | 138人 | 190人 | 49人 | 55人 | 663人 |
| 累計(平成29年10月31日～) | 65 | 673人 | 432人 | 609人 | 877人 | 214人 | 288人 | 3,093人 |

【あま市巡回バスのご利用案内】

巡回バスは、毎週、火・金・日曜日に運行しています。運賃は、大人(中学生以上)1日200円、小人(小学生)1日100円です。75歳以上、障がい者(付添1人)、未就学児、運転免許証返納者は無料でご利用いただけます。詳細につきましては、ご連絡ください。

問合先 企画政策課 ☎444・1712